

知っておきたいソフトウェア 特許関連判決（その29）

特許権侵害差止等請求事件（ビデオカセットレコーダー
— インデックスと電子番組ガイドの組み合わせ事件）



ソフトウェア委員会 京村 順二

1. 判決の要約

- (1) 事件番号：平成 22 年(ワ)第 36145 号（東京地裁）
- (2) 判決言渡日（判決）：平 22.12.3
- (3) 特許番号：3195367 号
- (4) 原告：ジェムスター ディベロプメント コーポレーション（米国）
- (5) 被告：株式会社東芝
- (6) 発明の名称：ビデオカセットレコーダーと電子番組ガイドの組み合わせ

2. 事案の概要

電子番組ガイドおよびビデオに記録された番組のインデックスガイドの表示方法に関する特許を有する原告が、被告に対し、その製造・販売する HDD 搭載レコーダー（被告製品）が本件発明の間接侵害品（特許法 101 条 5 号）に該当するとして、その差止および損害賠償を請求した事案である。

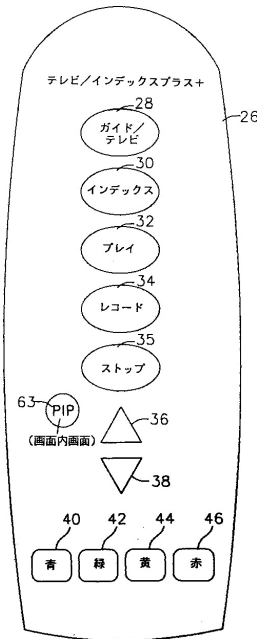
3. 判旨

被告製品を用いて実施される方法（被告製品方法）が、本件発明の構成要件を充足しないと認められ、被告の行為は、本件特許権を侵害しないと判断された。

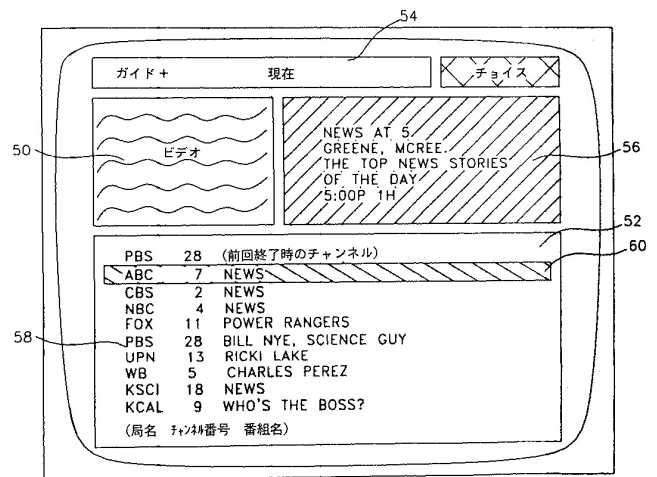
4. 本件発明の概要

リモコン（図 2）のガイド／テレビボタンを操作して、現在放映中のテレビ番組のディレクトリ情報、あるいは VCR 内のテープに保存されたテレビ番組のディレクトリ情報を二者択一的に表示し、同時にカーソルで強調表示されているタイトルに対応する番組を PIP ウィンドウに表示する（図 3 または図 7）。そして、カーソルの上下により視聴したい番組のタイトルを選択して、選択タイトルに対応する番組を PIP ウィンドウに表示する。

【図 2】



【図 3】

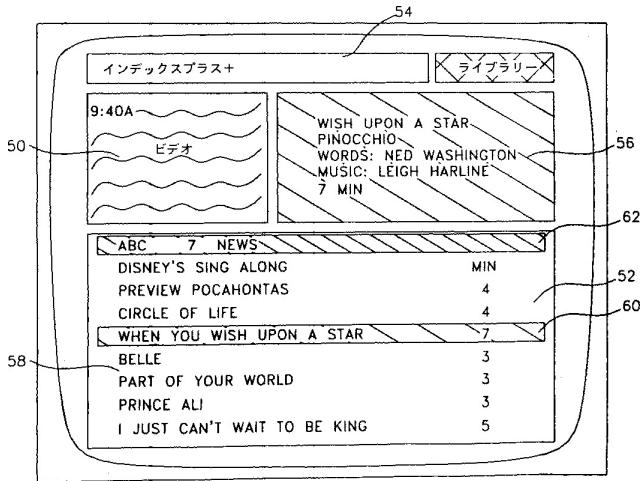


請求項の内容は次の通りである。

【請求項 1】

- A 視聴のために番組を選択する方法において、
- B 記憶媒体に記録された複数の番組のディレクトリを生成する段階であって、前記ディレクトリは、前記記録された番組のタイトルと該記録された番組の位置とを含む、前記段階と、

【図7】



- C 複数の情報提供者から放送される複数の番組のディレクトリを生成する段階であって、前記ディレクトリは、前記放送される番組のタイトルと該放送される番組のチャンネルとを含む、前記段階と、
- D 記録された番組の前記ディレクトリと放送される番組の前記ディレクトリを二者択一的に表示する段階と、
- E 前記放送される番組の内の1つからの番組あるいは前記記録された番組の内の1つからの番組を、表示されるディレクトリと同時に二者択一的に表示する段階と、
- F 前記表示する段階で表示された記録された番組の前記ディレクトリからの番組タイトルのうち1つを目立たせる段階と、
- G 前記目立たせられた番組タイトルに対応する番組を検索する段階と、
- H 前記表示された番組を前記検索された番組で置き換えることによって、前記表示されたディレクトリと同時に前記検索された番組を表示する段階と、
- I を備えることを特徴とする方法。

5. 原告および被告の主張

構成要件Dに関して、画面に表示される「前記ディレクトリ」が、構成要件Bを受けて「記録された番組の位置」を含むものであるか否かについて双方主張した。

原告は、構成要件Bの「位置」とは、記憶媒体に記録された複数の番組のそれぞれが当該記憶媒体のどこに記憶されているかを示す情報（以下「記憶位置情報」）であると認めた上で、ディレクトリに含まれる情報のどれを表示するかは、「表示」段階で選択の余地が

あるから、表示されるディレクトリは、「記録された番組の位置」を含んでいなくてもよいと主張した。

これに対し、被告は、構成要件Dの「前記ディレクトリ」は、少なくとも「…記録された番組の位置とを含む」ことが要件とされているから（構成要件B）、「記録された番組の前記ディレクトリを……表示」した場合、表示画面上には、少なくとも「記録された番組の位置」が表示されてしかるべきであり、そのように解するのがクレーム文言の解釈論として明確性、客観性を有すると主張した。

6. 裁判所の判断

ア 構成要件Dの「記録された番組の前記ディレクトリ」とは、構成要件Bで生成された「記憶媒体に記録された複数の番組のディレクトリ」を指すものであることは、【請求項1】の文言から明らかである。

そして、本件発明の構成要件Bによれば、「記録された番組の前記ディレクトリ」には、「記録された番組の位置」が不可欠な情報として含まれ、構成要件Dにおいて、このような「記録された番組の前記ディレクトリ」が表示されるというのであるから、これらの文言からすれば、「記録された番組の位置」に係る情報がそのまま表示されるものと解するのが相当である。

イ また、本件明細書（甲2）には、本件発明の実施例として、「テープ上に貯えられた制御とディレクトリの情報から、テープインデックスガイドシステムは、画面上に表示されるべき番組ディレクトリを作り出す。ディレクトリにより視聴者は、自分のテープライブラリ中の記録番組の位置を決定し、VCRにロードされたテープ上の選択された番組の流れを制御できる。」（6欄35～41行）という記載があり、本件発明を実施した方法を利用する視聴者が、ディレクトリの情報を利用して記録番組の位置を決定し、これにより「VCRにロードされたテープ上の選択された番組の流れを制御」することによって番組を試聴する態様が明らかにされている。

さらに、本件明細書には、本件発明の別の実施例（代替実施例）として、「選択した番組、例えば図7の『When You Wish Upon A Star』のプレイが一旦終わると、テープ索引付け&探索装置22は、VCRを自動的に停止するか、テープを巻き戻して選択した番組のプレイを繰り返すか、テープを流し

続けて次の番組の『Belle』を表示するかのいずれを行ってもよい。」(9欄29～34行)」という記載があり、「When You Wish Upon A Star」と「Belle」との間に時的先後関係があることが分かるから、本件明細書の【第7図】に表示されている番組のタイトルは、テープに記録されている順序で表示されているものと理解することができる。

本件特許の優先日（平成8年3月15日）当時、テレビ番組の記録媒体としてビデオテープ以外のものが実用化されていたことを認めるに足りる証拠はなく、ビデオテープでは、複数の番組を記憶する際に、先頭位置からの順番を相対的な位置情報として用いて頭出しをすることが通常であるから、【第7図】で表示されている番組ディレクトリは、テープに記録された番組の相対的な位置（順序）を含んでいると認められる。

加えて、本件明細書には、上記代替実施例について、「番組をテープ番号でサーチした場合、テープの先頭に貯えられた番組はカーソル60で一覧エリア58に強調表示される。……代替実施例では、適切なテープがロードされるとTIS装置22は選択された番組サーチを自動的に開始する。」(9欄50行目～10欄9行目)という記載があり、視聴者は、この「テープ番号」（複数のテープのうち、どのテープに記憶されているかを示す「番組の位置」情報）を使って番組のサーチを行うというのであるから、上記代替実施例においては、「番組の位置」情報が表示されることが前提とされているものといえる。

ウ 以上のとおり、本件明細書の上記イの記載及び図示は、上記アの文言解釈と整合するものであり、これらの記載及び図示を考慮しても、本件発明は、構成要件Bで生成された番組ディレクトリ（記録された番組の位置を含んでいる。）をそのまま構成要件Dで表示するものであると解釈するのが相当である。

原告は、本件発明の技術的特徴に照らして記憶位置情報は必ずしも表示される必要はないと主張するが、本件特許に係る特許請求の範囲には、「記憶媒体に記録された複数の番組のディレクトリを生成する段階であって、前記ディレクトリは、前記記録された番組のタイトルと該記録された番組の位置とを含む」と明りょうに記載されているのであって、原告

の上記主張は特許請求の範囲の記載に基づかないものであり、採用することができない。

エ 他方、被告製品については、「録画番組一覧表」において、「記録された番組の前記ディレクトリ」に含まれる情報のうち「記録された番組のタイトル」を表示していることは認められるものの、「記録された番組の位置」を表示しているとは認められない。すなわち、被告製品では、番組を記録する記録媒体として、先頭から順次アクセスするテープではなく、任意の位置にランダムにアクセスすることが可能なHDDを利用しているのであるから、「録画番組一覧表」に表示されている順序は、HDD上での記録位置とは何らの関連がないものであり、その他、本件全証拠を検討しても、被告製品について、「記録された番組の位置」を表示していることを認めることはできない。

オ したがって、被告製品方法は、本件発明の構成要件Dを充足するものと認めることはできない。

以上のとおり、被告製品方法は、本件発明の構成要件Dを充足するものと認めることはできないから、被告製品は本件発明の方法の使用に用いられる物ということではできず、その製造、販売が特許法101条5号のみなし侵害に該当するということではできない。

7. 考察

本件では、構成要件Dにおける「ディレクトリ」が、構成要件Bを受けて「記録された番組のタイトル」と「記録された番組の位置」に係る情報を含むものと解された。その上で、被告製品では、番組を記録する記録媒体として、先頭から順次アクセスするテープではなく、任意の位置にランダムにアクセスすることが可能なHDDを利用しているのであるから、「録画番組一覧表」に表示されている順序は、HDD上での記録位置とは何らの関連がないものであり、被告製品方法は、本件発明の構成要件Dを充足するものと認めることはできないと判断された。

上記下線部の内容によると、裁判所は、テレビ画面に上から表示された番組タイトルの順序と、記憶媒体の所定の基準位置（例えば、テープの先頭位置）から記録された当該番組の記録位置の順序とが一致している（関連している）場合、すなわち番組タイトルの順序に基づいて、記憶媒体における当該番組の位置を知ることができる場合に、『記録された番組の位置が表

示されている』と判断したと推定できる。他方、被告製品のように、番組の記録位置にランダムにアクセス可能な HDD を記憶媒体として搭載するものでは、HDD 上の記録位置には規則的な順序がなく、表示された番組タイトルの順序だけでは HDD 上での番組の記録位置を知ることはできないから、『記録された番組の位置が表示されていない』と判断したと推定できる。

そうすると、視聴者が被告製品方法を実施する場合において、録画番組一覧表の或る番組タイトルを選択することにより、選択した番組を表示するために当該番組の記録位置にアクセスできるとしても、その番組タイトルに基づいて、HDD 上での記録位置を知ることができないから、『記録された番組の位置が表示されていない』と解釈したことは妥当であったと言える。

一方、明細書には「…両タイプのガイド、即ち EPG とテープインデックスガイド、を備えたテレビジョンシステムを提供することが望ましく、これによりガイドモードの際、様々なガイド画面間の移動と、選択したテレビ番組を画面全体で見る普通のテレビ視聴モードとガイドモードの間の移動が容易になる。…」と記載されている。また、審査過程で提出された意見書では「本願発明は、電子番組ガイド（EPG）と VCR のテープインデックスガイドシステムの両方の機能を、

単一の操作体系で利用することができる。」と主張している。かかる記載からすると、原告は、本件特許権において、テレビ視聴モードとガイドモードと間の移動を容易にすることができる方法の提供を意図していたと考えられ、記憶媒体における番組の位置の表示については、特に必要だとは感じなかったはずである。

これは、構成要件 D の原告の主張において、「本件発明の技術的特徴に照らしても、記憶位置情報は、必ずしも表示される必要はない。」と述べていることから明らかである。

そうすると、原告の意図していた発明の本質を構成要件 D において適切に表現しておけば、被告製品方法の構成要件 D の充足性を満たすことができたのかもしれない。

なお、本件特許については、被告を請求人とする特許無効審判が請求されている。無効理由は、29 条 1 項、2 項、36 条 1 項 1 号、2 号、184 条の 18 条で準用する 123 条 1 項 5 号（原文新規事項）違反である。これらの無効理由は本件の争点としても挙げられていたが、裁判所は、構成要件 D の不充足に因る被告の非侵害を認めため、本件特許の無効の判断を具体的に示さなかった。

以上

（原稿受領 2012. 1. 20）

